

「吉を呼び富を生む町商品券」事業に関する覚書

1、趣 旨

吉富町商工会（以下、本会という。）と商品券取扱加盟店（以下、加盟店という。）は、本会発行の商品券（以下、商品券という。）の取扱いについて、この覚書を締結する。

2、資 格

本会の管内において事務所、工場又は営業所を有する商工業者及び事業の円滑な推進の為に必要であるとして、会長が特に承認した事業所。

3、加盟登録手続き

加盟店への加入を希望する事業所は本書類に必要事項を記入し、本会へ提出するものとする。

4、加盟店の表示

加盟店は、本会が配布する『加盟店ステッカー』を、消費者の目に付きやすい所に掲示するものとする。

5、商品券の換金手続き

換金については、原則口座振替、小切手による支払いの2種類とする。

- ・口座振替を希望する場合、振込指定口座を本会へ報告しなければならない。加盟店は消費者から受け取った「商品券」の裏面（1枚）に事業所名を記入のうえ、本会窓口にて換金手続をするものとする。支払いサイトは、毎週水曜日13時締め（随時受付可）とし、本会はその週の金曜日（祝日の場合は翌営業日）に入金手続きを行うものとする。なお、振替手数料は当会負担とする。
- ・小切手による支払いを希望する場合、原則加盟店は消費者から受け取った「商品券」の裏面（1枚）に事業所名を記入（押印）のうえ、本会窓口で換金手続を行う。
- ・非会員については商品券持込金額の1%を差し引いて小切手による支払又は口座振替を行う。
- ・加盟店は一般消費者同様商品券を購入できるが、事業用資産の購入及び自家消費や換金目的などの不正使用はできない。

6、換金期間

令和4年2月18日までとする。小切手を受け取った際は、速やかに取り立てに回すこととする。

7、商品券の取扱い

加盟店は、消費者が商品券を使用する場合には現金同様に取扱うものとし、釣銭は渡さないものとする。

8、商品券が使用出来ない場合

次の場合には、商品券は使用出来ないものとし、加盟店は消費者に説明を行い理解を得るものとする。

- ① 商品券の取扱有効期限が過ぎたものや、変形・破損等が著しい場合。
- ② 商品券に発行者の印及び番号のない場合、又は、確認できない場合。
- ③ 商品券が違法又は不正な取得、偽造・変造されたものである場合。

9、消費者とのトラブル

消費者が商品券を利用した際に生じた商取引上の諸問題は、加盟店において速やかに解決するものとする。

10、商品券の紛失

加盟店にて商品券を紛失又は盗難等があった場合は、加盟店がその責任を負うものとする。

11、届 出

加盟店は、住所・代表者・業種等に変更が生じた場合、又は登録の取消をしたい場合は、速やかに本会へ届け出るものとする。

12、その他

この覚書に関する疑義や記載の変更等が生じた場合は、双方とも誠意をもって協議し、解決に努力するものとする。

13、本覚書は、2部作成し1部を本会へ提出するものとする。

令和3年 月 日

福岡県築上郡吉富町大字広津424-1

吉富町商工会 会 長 中家 章智

加盟店記入欄

事業所名	印
事業所TEL	

※ご記入いただいた内容は、チラシ等への掲載事項となります。

業 種（1つに○を付けて下さい） ※該当する業種がない場合、その他等（）内にご記入ください。チラシの加盟店名横に追記します。
1. 建設関係 （建築住宅リフォーム業・水道工事業・電気工事業・サッシ販売施工・その他（ ））
2. 自動車販売・修理 3. 家電販売 4. ガソリンスタンド
5. タクシー業 6. 飲食業 7. 食料品（小売業・卸売業） 8. 雑貨
9. 新聞販売業 10. 葬祭業 11. 墓石 12. 理美容業
13. ハウスクリーニング 14. 化粧品販売 15. 介護福祉用品販売 16. 医療品販売業
17. その他生活関連事業（ ）

「小規模事業者応援券」の加盟店になる方のみ記入（□にチェックを入れてください） □私（当社）は、要綱に記載された要件を満たした事業所であり、趣旨に賛同し加盟店として参加します。 ※「飲食店」及び「理美容室」及び小規模事業者に該当する小売業・サービス業を営む事業者（ガソリンスタンドを除く）

※振込入金希望する事業所については下記欄に記入してください

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合
支店名	支 店
種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
名 義	